

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

平成24年 9 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第61号 関ヶ原町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第62号 関ヶ原町功労者の選定について
- 日程第 6 議案第63号 関ヶ原町災害対策本部条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 7 議案第64号 関ヶ原町防災会議条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め  
ることについて
- 日程第 8 議案第65号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 9 議案第66号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第10 議案第67号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例につ  
いて
- 日程第11 議案第68号 関ヶ原町土地開発公社の解散について
- 日程第12 議案第69号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について
- 日程第13 議案第70号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算 ( 第 4 号 )
- 日程第14 議案第71号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第15 議案第72号 平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1  
号 )
- 日程第16 報告第 2 号 平成23年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい  
て
- 日程第17 議案第73号 平成23年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第74号 平成23年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第19 議案第75号 平成23年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 日程第20 議案第76号 平成23年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第77号 平成23年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第22 議案第78号 平成23年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第23 議案第79号 平成23年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第24 議案第80号 平成23年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

日程第25 議案第81号 平成23年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

日程第26 議案第82号 平成23年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

|    |        |    |         |
|----|--------|----|---------|
| 1番 | 室 義光君  | 2番 | 澤 居久文君  |
| 3番 | 松 井正樹君 | 4番 | 田 中由紀子君 |
| 5番 | 小 谷清美君 | 6番 | 浅 野正君   |
| 7番 | 中 川武子君 | 8番 | 楠 達男君   |
| 9番 | 子 安健司君 |    |         |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                      |           |                          |           |
|----------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長                  | 浅 井 健太郎 君 | 教 育 長                    | 山 崎 悦 生 君 |
| 監 理 官 兼<br>会 計 管 理 者 | 西 脇 康 世 君 | 参事兼総務課長                  | 谷 口 輝 男 君 |
| 参 事 兼<br>地 域 振 興 課 長 | 高 木 博 之 君 | 参事兼学校・<br>社会教育課長         | 山 田 満 君   |
| 税 務 課 長              | 若 山 孝 幸 君 | 住 民 課 長                  | 藤 田 栄 博 君 |
| 水 道 環 境 課 長          | 三 宅 芳 浩 君 | 病 院 事 務 局 長<br>兼 総 務 課 長 | 西 脇 哲 郎 君 |
| 西 消 防 署 長            | 田 中 文 男 君 | 産 業 建 設 課 長 心 得          | 澤 頭 義 幸 君 |

職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

|             |         |     |           |
|-------------|---------|-----|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吉 田 和 司 | 書 記 | 富 田 真 一 郎 |
| 書 記         | 河 合 素 女 |     |           |

開会・開議の宣告

議長（澤居久文君） ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第 4 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（澤居久文君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4 番 田中由紀子君、5 番 小谷清美君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（澤居久文君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月21日までの15日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月21日までの15日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（澤居久文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成24年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第61号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

議長（澤居久文君） 日程第 4、議案第61号 関ヶ原町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

議会書記（富田真一郎君） 議案第61号 関ヶ原町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成24年9月7日提出、関ヶ原町長 浅井健太郎。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原2285番地の1、氏名、山崎悦生、生年月日、昭和23年1月20日。

議長（澤居久文君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第61号につきまして御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員、山崎悦生氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、後任に引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、細部の説明は省略をさせていただきます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

#### 日程第5 議案第62号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

議長（澤居久文君） 日程第5、議案第62号 関ヶ原町功労者の選定についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

議会書記（富田真一郎君） 議案第62号 関ヶ原町功労者の選定について。

本町の功労者に、次の者を選定したいので、議会の同意を求める。平成24年9月7日提出、関ヶ原町長 浅井健太郎。

記、功労者、住所、関ヶ原町大字玉255番地の1、氏名、相撲嘉史、生年月日、昭和40年2月1日。同じく関ヶ原町大字野上873番地、高木信茂、昭和31年8月5日。同じく関ヶ原町大字関ヶ原2087番地、北村茂、昭和3年4月23日。同じく関ヶ原町大字今須2458番地、山本幸夫、昭和16年5月12日。

議長（澤居久文君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第62号につきまして御説明を申し上げます。

本年11月3日に行われます功労者表彰におきまして、多年にわたり本町消防団員として消防

活動に御尽力いただきました相撲嘉史氏並びに高木信茂氏、また交通安全協会役員支部長として自治振興に貢献いただきました北村茂氏並びに山本幸夫氏を功労者に選定いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、功労者の選定について、詳細説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、相撲嘉史氏につきましては、平成2年4月から現在まで22年5カ月、消防団員をやってみえます。18年4月からは本部の分団長として6年在職されております。

それから、2ページへ行っていただきまして、高木信茂氏でございますが、平成4年4月から、以来20年と5カ月ですが、消防団員をやってみえます。その中で、平成17年4月以降、副団長として7年5カ月在職してみえます。

それから3ページ、北村茂氏ですが、昭和37年4月から交通安全の関ヶ原支部の役員をやっておられまして、50年間にわたり、長期にわたってやっております。その間、副支部長を38年5カ月、それから支部長として2年7カ月を歴任されてございます。

それから、4ページの山本幸夫氏ですが、昭和55年4月に不破地区今須支部役員になられて以来32年間の長期にわたってやってみえます。その中で、副支部長を3年8カ月、支部長として20年8カ月という長期に在職されております。

一応、基準のほうには該当しておりますが、北村氏に関しましては支部長を2年7カ月ですけれども、50年間の長期にわたってやってみえますので、北村氏も選任させていただきました。よろしくをお願いします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第6、議案第63号 関ヶ原町災害対策本部条例の一部を改正する条

例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第63号について、御説明を申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月27日に公布、施行され、市町村の条例で定める規定の条項が変更になりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、関ヶ原町災害対策本部条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔発言する者なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決承認されました。

日程第7 議案第64号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第7、議案第64号 関ヶ原町防災会議条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第64号について御説明を申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が、6月27日に公布・施行され、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直し・明確化を行うとともに、防災に関する重要事項の審議について追加する改定が行われました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、関ヶ原町防災会議条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第64号について御説明申し上げます。

資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表ですが、提案説明にもありましたように、防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直すということで、災害発生時の災害対応策の段階では、対策本部で一元的に行うということで、改正されました。

2条の所掌事務でございますが、改正前は当該災害に関する情報を収集することということでありましたが、2条の2項ですが、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するというように改正されております。

それから3号ですが、追加ということで、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べるということ追加されました。

それから、3条の会長及び委員の中で、8号でございますが、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者ということで、1号追加されております。

6項、7項につきましては、8号の追加に伴う改正でございます。

この条例は、平成24年6月27日から施行となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 8番の楠であります。1つだけ、条例改正については私も賛成するんですが、今提案説明があった6ページの改正後の8番、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命するというように、現時点で特に自主防災組織の意義のある活動が重要視されている中では、私は、これはいいかと思うんですが、ただしちょっとお聞きしたいのは、町長が任命するというように、例えば人数がどのくらい、例えば町内に自主防災組織が20あったとしますと、その中から何人くらいを任命されるのか、あるいは……。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 第6項に……。説明不足でした。

8番（楠 達男君） それでは、それに関連して、一定の選ぶ基準、それについてもここに書いてありますか。だから、その一定の考え方というか、選ぶ基準みたいなものが現時点であれば、伺いたいと思います。以上です。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） まさに、ここに書かれておるとおりでありまして、構成する者または学識経験のある者ということですから、その中から町長の裁量で選ぶと、そういう形になるう

かと思っております。別に、基準というのは、そういう方の中から、この人が最もふさわしいと、そういう方を順次選んでいって、定数を満たすと、そういう形になるかと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） 関連ですけれども、今の新しいほうの6号の中で、各号の定員はそれぞれ第1号が1人、2号が1人、第3号が1人ですから、この実際の防災会議条例を、僕ちょっと読んでいないもので、1号とか2号、それから4号というのはどういうことの説明をちょっとだけお願いします。

議長（澤居久文君） 谷口課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 1号につきましては、指定地方行政機関の職員のうちから、2号は岐阜県の知事部局内の職員のうちから、3号は岐阜県警察の警察官のうちから、4号は町長がその内部の職員のうちからということになっています。

〔発言する者あり〕

5号が教育長、6号が消防団長、不破消防組合の職員、7号が指定金融機関または指定公共機関の職員のうちからということになってございます。条例の例規集に載っております。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔発言する者なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第65号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第8、議案第65号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第65号について、御説明を申し上げます。

松尾山公衆用トイレに車が乗り上げた模様で、浄化槽が破損したため、修繕工事費253万1,000円を追加する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告を申し上げ、議会の承認を得るものでございます。

なお、詳細説明は、地域振興課長から行わせてます。

議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 今の専決処分書について、補足説明をさせていただきます。

まず、10ページのほうでございますが、第1条です。

歳入歳出予算の補正ということで、1つのみでございますが、工事請負費ですが、253万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ36億1,710万2,000円とするものでございます。

13ページのほうをよろしく願います。

歳出のほうでございますが、工事請負費ということで253万1,000円、松尾山の公衆便所の修繕工事ということでございます。

歳入につきましては、前年度の繰り越しを充てさせていただいております。

内容でございますが、場所は松尾地内で、名神の北側、新幹線との間にあるトイレでございます。そこの下っていく道にあります……。

〔発言する者あり〕

松尾土木です、旧のですけど。

原因につきましては、7月1日の日曜日だと思うんですが、いつごろ車が乗り入れたかはわかりませんが、気づいたのが7月2日の朝ですね。松尾山トイレの浄化槽の上部が車の乗り入れにより陥没しているとの通報がありましたので、すぐに現場を確認いたしまして、応急処置として、人がもし落ちられるといけませんので、転落防止と仮囲いをいたしました。その後、このトイレは松尾山へ登られる方とか遊歩道ですね、自然歩道がございますので、観光客へのサービスとして早急な対策が必要ということでしたので、専決処分を行っていただき、工事を発注いたしました。また、今後は車の乗り入れ等ができないようにガードパイプを設置し、そのような安全対策を施させていただいて行う予定ということで、もう既に工事を発注させていただいております。よろしく願います。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 7月2日に気づいたということで、発注はされたということですけど、7月、8月、約2カ月たっておるんですけど、ちょっと修繕が遅いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどんな感じなんでしょうか。

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官兼会計管理者（西脇康世君） これは、専決をさせていただいて、予算をもう既に決定して、工事はやっております。遅いんじゃないしに、もう工事は先に、議会の議決を求める前にやらせていただいていますので、そういう意味で専決をしたということの報告でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） ということは、もう工事は始まっているんですね。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 4番議員、そういうことが起こった、発生をしたと。そうしたら、やはりこれはサービス行為として町がやっておる行為ですが、やはり非常に観光客が困られると、そこを通られる。ですから、気づいた時点でこのように専決をして、もう工事は既に終わっていますから、事後にこういうことをやりましたよとって、今議会の承認を得ているわけです。ですから、とうの昔に終わっておるといことです。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 専決はいいんですが、先ほど原因の中で、7月1日ごろに車が乗り入れた模様だということは、例えば一般車がそこへぶち当たって、当て逃げしたというような感じなんですか。その後の例えば捜査とか、あるいは警察への届け出とかとかというのはどうなっているんですか。

議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 現場は、乗り入れできないようにしてあるわけではございませんし、一般車が入られても、その辺は高さがそんなに段差があるわけではないですし、うちの過失というか、そういうふうには保護していなかったのもあるんですけども、壊れたのは多分、蛍の関係の方が夜間にそこへ駐車場だと思われて入られたと、同じような高さです。そういうこともありますので、普通ガードパイプとかやってあれば当然入られないでしょうし、うちにも若干の、そういうのをしてなかったというのもあると思うものですから、そこで落ちられなくてよかったと思うんですけど。済みません、そういうようなことでございます。

〔発言する者あり〕

今後はガードパイプですね、しっかり、乗り入れられないようにするということでございます。

議長（澤居久文君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔発言する者なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第66号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（澤居久文君） 日程第9、議案第66号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第66号について御説明を申し上げます。

関ヶ原町体育館のトイレの改修のため、修繕費210万円を追加する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては、社会教育課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 山田社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） それでは、専決第5号について、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,920万2,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

提案説明にもありました、こちらも関ヶ原町民体育館のトイレの改修でございます。

これにつきましては、御承知のように9月30日に国民体育大会のデモスポが開催されるというようなこともございます。御承知のように、あそこのトイレは和式ということになっておりまして、最近主流が洋式になっているといったようなことで、和式を洋式に男女とも改修をするということで、専決をお願いをしたいと。9月の補正では間に合いませんので、専決処分をお願いをしたいということでございました。

男子トイレは大のほうですので2つ、それと女子トイレは3つございます。その計5カ所を洋式にかえさせていただきたいというふうに思います。

当初におきましては、ちょっと扉というのか、そういったところだけ補修すればいいのかな

というふうに思っておりましたけれども、そこを使っておられる方、以前からトイレの改修をお願いできないかなといった、そういったこともありましたので、この時期にお願いをしたいということでございます。よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

6番（浅野 正君） ありがとうございます。

トイレを洋式にされたということですが、扉の関係もあったんですが、壁がちょっと、しみとか何かあるように伺ったんですが、その辺はどうもなかったですか。そこだけちょっとお願いしたい。

議長（澤居久文君） 山田社会教育課長。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） もちろん現場を見ましたんですけれども、特に気になるようなところはなかったんですけれども、あそこは多分、全面タイル張りというふうになっているはずです。私が見落としているのかもわかりませんが、そういうところがあれば、またおっしゃっていただければと思います。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 私からもちょっとつけ加えさせていただきますが、これは浅野議員さんから御指摘を受けた件でございまして、早速現場へ行ってまいりまして、ドアも悪い、便所も大変汚い、多くの方がお越しいただくの非常にこれでは町としては恥ずかしいですよ、そんなような印象を受けまして、直ちにそういうふうに改善をせよと、そういうことになりました。

今おっしゃったしみの問題ですが、実は私にもちょっと記憶がないので、トイレのほうとかドアのほうとかは、確かにあかんということで、今課長が申し上げたとおりでございますが、もししみのほうがありましたら、もう一度現地を確認させていただいて、手当てをせんならんような状況でしたら、手当てをさせていただこうと、そういうふうに思っております。以上です。

議長（澤居久文君） ほかに。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔発言する者なし〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第67号について（提案説明・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第10、議案第67号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第67号につきまして御説明を申し上げます。

平成24年6月27日に公布されました地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法が一部改正されたことによる関係条例の改正を行うため、本案を提出するものです。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） それでは、議案第67号 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての詳細説明をさせていただきます。

20ページですけれども、障害者自立支援法の改正によりまして、題名が変わったということと、条項が変わったということで、第1条ですけれども、関ヶ原町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例と、それから第3条の関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例に関しましては、障害者自立支援法という題名から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というような題名に変わりました。

それから、2条の関ヶ原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例と、それから4条の関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の改正につきましては、法律の第5条の10項が消えましたので、今までの12項を11項に改めるというような改正でございます。

この条例で、1条、3条の規定は、平成25年4月1日から、2条と4条の規定につきましては26年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんね。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第68号及び日程第12 議案第69号について（提案説明・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第11、議案第68号 関ヶ原町土地開発公社の解散についてと、日程第12、議案第69号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請については関連がありますので一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、議案第68号並びに69号、今御指摘がありましたことにつきまして御説明を申し上げます。

議案第68号につきましては、土地開発公社の解散をするため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項により提出するものであり、また解散に伴い必要となる債務保証に要する経費に充てるため、議案第69号の第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請を地方財政法第33条の5の7第1項第3号の規定により提出するものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

参事兼地域振興課長（高木博之君） では、22ページと23ページでございますが、議案68号と関連がありますので69号を補足説明させていただきます。

まず、議案資料でございますが、最後のページになりますが、12ページと13ページをごらんください。よろしくお願いたします。

まず、資料の12ページでございますが、この最初の公拡法でございますが、こちらのほうで、まず最終的には県知事の認可になりますが、その前段階として議会の議決を得てということになっておりますので、今回提案させていただきました。こちらの発行スケジュールでございますが、まず最初でございます。この3行目でございますが、もう理事会では議決は7月30日に解散についての議決は受けております。それ以後の説明についてでございますが、関ヶ原町の土地開発公社は、昭和39年2月18日に設立され、今日まで各住宅団地、または公共地等の先行取得を行ってまいりましたが、地価の上昇が続いている情勢では売却も順調に進んでおりましたが、現在では地価のほうも低迷が続いており、今後も取得した土地の売却は難しいような状況であると思われまます。特に、こちらの役場の東側でございますが、町の協定により平成4年に先行いたしましたユニチカ跡地約2万平米でございますが、売却のめども立っていないような状況でありまして、23年度末での簿価は約8億8,000万円、平米当たり4万2,000円、坪にいたしましても14万と実勢価格とかなりの差があると思われまますので、時価評価をした場合には、実質的な多額の債務超過であると思われまます。また、借入額につきましても約8億3,300万となっております、この公社は借りておるだけでございますので元金は返却しておりません。できませんので、雪だるま式にふえていくばかりでございます。このような状況の中で、総務省

より土地開発公社の解散も含めた抜本的な改革を図るため、地方財政法に基づく第三セクター等改革推進債の発行を受けるために、今回解散を提案するものでございます。

また、発行許可の要件に土地開発公社、これは業務が2つありますが、一部先行取得と2号につきましては住宅団地やなんかの開発ですね。そういうようなこともございますが、片方だけ廃止するようなことは起債の許可条件には当てはまらないようなことを聞いておりますし、ということで一部だけではなく全て解散ということで提案をさせていただきました。

続きまして、同じですが議案第69号も関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

この起債の目的でございますが、こちらは資料につきましては13ページでございます。

こちらに、解散手続ということで、イメージ図、括弧して概算金額の表示をさせていただいております。

保有する土地、これは2万平米で、借入額は約8億3,300万ということでございますが、これは代位弁済の上、関ヶ原町が取得していただくんでございますが、三セク債、ここに書いてございますが、起債の目的ということで、関ヶ原町土地開発公社の解散に伴い、必要となる債務保証に要する経費に充てるためということで、起債の限度額は5億円、起債の方法は普通貸借、起債の利率は年4%以内、当然今、金利が安い状態でございますので、かなり安くなるとは思いますが、金額につきましては、今借りておる公社の役場のほうへ移管、公社で借りておるのは約1.1%でございます。この内訳でございますが、三セク債を5億円ということで、あと財政調整基金等ほかということで3億3,300万。予算のほうですが、これは補正の予算で上げさせていただいております金額につきましては、借入金額は23年度末でございますので、今年度の利息等は含まれてございませんので、これよりは利息等の分がふえております。

内訳でございますが、こちらのほうで最終的には先ほど説明させていただきましたが、起債が5億、債務補償額は8億4,500万円でございますが、後ほど出てきますが、そのうちの残り3億4,000万円につきましては、こちらに書いてございますが、財政調整基金で3億、残り4,000万は前年度繰り越し、500万円につきましては、これは解散した場合には出資金がございますので、それを返さんならんということで、内訳は書いてございますが、今回はこの許可申請だけについてということの説明でよろしく願いいたします。以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（澤居久文君） これより一括して質疑を行いますのでお願いします。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 公社を解散するということは、今後土地開発を進める場合、どうい

会計処理になるのか、一般会計で行うのか、その辺を伺いたいのと、あと三セクの改革推進債ですが、償還期間は何年かということと、政府資金での起債になるのかということと、利率4%以内となっておりますけれども、大体何パーセントを想定して、年に幾らぐらい返済していくのか。あと、実質公債費率への影響はどれぐらいあるのかを伺います。

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官兼会計管理者（西脇康世君） まず、償還期間でございますが、これはまだ決定しておりません。一応、国のほうのルールというか基準は10年を目安ということでございますが、市町村の事情によって、もっと延伸できるということを知っておりまして、町としては20年ないし30年を希望したいということで、これから起債の関係については、認可を受けた後、協議を進めるということになっています。

それから、利率につきましては、借り入れ機関につきましては、国じゃなしに市中銀行からお借りするというようになっております。

あと、公債費比率ですけれども、これは借入金額が今言いましたように期間が変わりますので、それによって変わってくるということで、今はどういう設定になるかによってわかりませんということでございます。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 償還期間を20年から30年にしたいということですが、基準が10年ということで、それを超える場合は何か条件的なことがあるんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺、もしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 今、私が報告を受けている範囲内では、別にそういうことはない。実質公債費比率ですが、計算式は御存じだと思いますけれども、分母の推移を見ながら、できることならば返済額、返済額は分子になりますから、大体年度内、1.5%以内ぐらいに抑えるような設定をしたいというふうに考えています。分母、これは国がああいう状況ですので、地方交付税をどれだけくれるかによって分母が変わりますから、現時点での分母を元にして、若干縮小されても、今申し上げたような数字の中で実質的な上昇は、できる限り1.5%範囲内ぐらいで抑えると、そういう形での返済を目指すということで考えております。

議長（澤居久文君） ほかによろしいね。

〔発言する者なし〕

日程第13 議案第70号について（提案説明・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第13、議案第70号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第70号につきまして御説明を申し上げます。

歳出の主な内容は、土地開発公社債務保証経費 8 億4,500万円、自治会集会施設設置事業補助金100万円、福祉医療助成事業補助金返還金296万4,000円、予防接種事業109万9,000円、ヤギ飼育事業574万5,000円、住民生活に光をそそぐ基金国庫返還金45万8,000円、島津義弘陣跡主碑改修工事187万8,000円などの追加、歳入では、土地開発公社出資金返還金500万円、財政調整基金繰入金 3 億円、住民生活に光をそそぐ基金繰入金45万8,000円、繰越金5,379万円、第三セクター等改革推進債 5 億円の増額など、総額 8 億5,924万8,000円を追加する平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） これより各課長から説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

参事兼総務課長（谷口輝男君） では、議案第70号 平成24年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 億5,924万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ 44億7,845万円とするものでございます。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 歳出のほうでございますが、ページ数31、一番最初でございますが、総務管理費の財産管理費でございます。先ほど土地開発公社の部門で説明させていただきましたが、土地開発公社債務保証経費といたしまして 8 億4,500万円、公社の借入金 は23年度末で約 8 億3,300万円でございますが、今年度の利息等を足させていただきますと 8 億4,500万円ということで計上させていただきました。よろしく願いいたします。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 続きまして、自治振興費の負担金補助及び交付金100万円でございますが、大高住宅の集会所、これはリフォームに伴いまして修繕の 3 分の 1 の補助で 100万円を計上させていただいております。

住民課長（藤田栄博君） 続きまして、民生費でございます。福祉医療費ですが、償還金利子及び割引料ということで296万4,000円、これは重度心身障害者、乳幼児、母子家庭、父子家庭に対する医療費の一部負担の県助成金で、前年度精算に係る返還金でございます。

次の国民年金事務費の委託料15万8,000円、システム改修委託料ですが、これは先般の税制改正により、所得税法上の特定扶養親族の定義が16歳から23歳未満の扶養親族というのが、19歳以上23歳未満の扶養親族に改正されました。それで、16歳以上19歳未満の扶養親族について

は、特定扶養親族に該当しなくなりましたので、その方たちは従前と収入が変わらないにもかかわらず、所得税法上の所得がふえてしまいますので、国民年金保険料の免除等が受けられなくなるといふように所要の措置を講ずるといふことで、国民年金施行規則の一部改正が行われました。それに伴い、うちのほうで国民年金免除申請等の事務システム機器のデータを改修しなければならないので、そのシステムの改修15万8,000円分を計上してございます。

次に、衛生費の予防費ですが、これは予防接種法の改正によるものでございます。予防接種の改正により需用費で91万8,000円、委託料で18万1,000円ですが、これは予防接種法が9月より、ポリオ、いわゆる急性灰白髄炎、手とか足に麻痺が起こる病気なんです、そのワクチンとして今まで生ポリオワクチンを使っていましたが、これからは不活化ポリオワクチンに切りかわります。そして、接種回数が今までの2回から4回に増加します。そしてまた、ことしの11月からは24年7月出生以降の子供に対しまして、現行の三種混合ワクチン、いわゆるジフテリア、百日ぜき、破傷風というものと不活化ポリオワクチン、先ほど申しました2回から4回に増加したというやつが1つになった四種混合ワクチンが定期予防接種として位置づけられ、回数として4回導入されます。そのワクチン代として、不活化ポリオワクチン56万1,000円と新たな四種混合のワクチン35万7,000円の91万8,000円を増額しています。また、その増加に伴いまして、9月から毎月実施となりますので、医師と看護師の委託料といふことで18万1,000円を増額させていただいております。

産業建設課長心得（澤頭義幸君） 32ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費の畜産事業費でございます。共済費と賃金につきましては、関連がございまして、賃金のほうから御説明をさせていただきます。

補正をお願いする賃金は、現在のヤギ飼育の臨時職員の2名分でございます。当初予算では専属の正職員が配置されることにより臨時職員賃金1名の予算を組んでおりました。業務の内容等の簡素化など運営努力をしておりますが、4月から約5カ月が経過しましたが、常時3名の業務が必要であります。現在はローテーションにより臨時職員3名の雇用をいたしておりますので、臨時職員賃金2名分の252万1,000円を補正させていただくものであります。

共済費につきましては、臨時職員2名賃金の増に伴います社会保険料で29万2,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、需用費の293万2,000円でございますが、光熱水費につきましては、ヤギ飼育施設でのガス使用料でございます。冬期でのガス使用量の増大が見込まれますので、20万円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、飼料費でございます。当初、長野支場の御指導をいただきまして、1頭当たりの最低給餌量を基準に算出しておりましたが、現在では1頭当たりの給餌量が増大しております。また、配合飼料などの飼料単価が予算の当時より約1割程度上昇しておりますので、給餌

量と飼料単価の増によりまして、273万2,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、農林水産業費の林業費、林業振興費でございますが、林業振興費の需用費の15万円につきましては、現在積極的な有害鳥獣捕獲に伴いまして、くくりわなの補修部品代などで15万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、林道費の補償補填及び賠償金でございますが、緑資源幹線林道建設事業で、現在岐阜県が事業主体となり、今年度約160メートルの整備を実施するものでございます。この工事に当たりまして、作業ヤードが必要となり、約800平米程度の範囲において立木補償の追加が必要となりましたので、立木補償費67万円を補正させていただくものでございます。

参事兼学校・社会教育課長（山田 満君） 同じく32ページでございますが、教育費の幼稚園費でございます。

先ほども提案説明にございました住民生活に光をそそぐ基金国庫返還金、これは御承知のように、昨年この事業で幼稚園の幼児教育サポーターとして2名お願いをしておりました。その賃金精算による返還ということでございます。当初予算が163万8,000円、その45万8,000円を返還するというものでございます。

次に、33ページの社会教育費の社会教育総務費、補正額190万5,000円です。島津義弘陣跡主碑改修工事、これにつきましては、昭和15年に建立された石碑ということで、かなり年数がたっておりということ、その都度改修はしてきたんですけれども、モルタル等による補修ということで、現在、その碑とモルタルの固定されておるところがかなりすき間があるといったようなこともございまして、総重量が約3トンあるそうなんですけれども、その土台を改修したいということでございます。これにつきましては、来訪者の安全性を考えて、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次の負担金補助及び交付金の2万7,000円でございます。これにつきましては、町の指定文化財、昨年もおたしかお願いしたと思うんですけれども、今須門間八幡神社の本殿ですね。若干、箇所はずれておるんですけれども、けものが入って中を汚したりなんかするといったようなことがありましたので、その工事に係る助成金、3分の1の2万7,000円を助成したいということでございます。

次の保健体育費の9万9,000円でございます。これにつきましてはスポーツ推進員の研修旅費と負担金をお願いしておるわけなんですけれども、これにつきましては全国のスポーツ推進大会が長崎で開催される予定になっておりますが、その場で1名、全国表彰を受けられるという方がお見えになりますので、その方の旅費及び負担金、事務局も合わせましてですけれども、その経費として9万9,000円をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 29ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、財産収入の財産売却収入、出資金返還金、土地開発公社の出資金の返還金が500万計上されております。

それから繰入金ですが、財政調整基金繰入金3億円、それから先ほどもありました住民生活に光をそそぐ基金繰入金が発出と同様の45万8,000円、繰越金が5,379万円、それから町債ですけれども、第三セクター等改革推進債が5億円ということで充当するというところでございます。

27ページをごらんいただきたいと思います。

地方債の追加で、今も説明しました土地開発公社の関係で、第三セクター等改革推進債5億円、普通貸借で4%以内というような補正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 1つは、先ほどの公社の問題ですけれども、8億4,500万を債務保証で銀行に返済して、その代物弁済ということで時価評価で6億円分を町が受け取るという形になると思うんですけれども、その差額2億数千万円は客観的にいうと町が損失したという形になるのでしょうか。

それから32ページ、ヤギですけれども、当初予算では1,100万で、6月補正で330万、今回の補正で570万ということで、合わせて2,000万を超えるわけですね。当初から人員が少ないんじゃないかという指摘もありましたけれども、そういう積算根拠というのが崩れていると思うんですが、その辺の、なぜそういう結果になったのかということを知りたいのと、この畜産業費ということで当初予算ではアイスの売り上げ3,000万を見込んでおられますけれども、この8月末時点でどれだけ売り上げがあるのか、回答をいただきたいということと、今後の見通しはどうかということを知ります。

議長（澤居久文君） 西脇監理官。

監理官兼会計管理者（西脇康世君） 公社のほうの代位弁済、6億という根拠はちょっとわかりません。これは時価との関係ですね。わかりました、済みません。これは仮評価の時点です。今ちょっと失念しましたが、町のほうで、一応代位弁済をして、その後今の公社のほうの実勢価格等を算出させていただきます。これは、机上の計算になるかとは思いますが、今、一応税務課のほうで実勢価格等を調査させております。

この13ページの資料の 番にも書いてございますが、そうなった場合には、町のほうに債権の放棄をお願いするということになるかと思っております、差額分ですね。これは、今の国のほうの第三セクター債を借りる前段階でそういうルールを決めておられますので、それに従ってやらせていただくというものでございます。

町のほうとしては、こういう形で処理をされていきますが、公社のほうとしては、今の債務を何とかして解消してやっていかなきゃならないということで、町のほうに無理やりこういう形をとっていただくようお願いしたというものでございますので、よろしく願いいたします。議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） ヤギの問題ですが、基本的に、あなただけやないですけど、ヤギ、ヤギとおっしゃいますけど、このヤギの耕作の一番初め、これを飼うと言ったときの目的は御存じですね。なぜ国が3年間続けてこのお金をくれたということ。その目的を御存じですか、あなた。その延長線上で、うちは今、ヤギの飼育をやっているんですよ。やめよと言ったって、そんなもの簡単にやめたらどういうことになるかということも御存じでしょうね。だから、そういう前提でちょっとお話をさせていただきます。

これは、まずヤギを飼ったのは、今後耕作放棄地がどんどんふえていくであろうと。そして、日本の食糧事情が非常にこれからも悪くなるのではないかと、そういうことの中から、耕作放棄地対策、耕作放棄地をなくそうということで、そのための手段としてヤギを使うということでヤギ飼育を始めたんですね。そして、一方ではそのヤギの乳を使って特産品をつくりますと、そういうことで国や県の認可を受けて、3年間5,000万円ばかりのお金をいただいておるわけですね。御存じですね、目的を。

今、私どもは、その基金事業の認定をうけて、そしてお金をいただいてやってきたことを、今その延長で、今後その方針に従ってやっていくということで、今進めているわけです。

金額については、今課長のほうからも説明がありましたが、当初若干の見込み違いがあったかもしれませんが、これは。ただ、できるだけお金をかけずにやっていこうと、そういう積算上でいろいろなことをやったんですが、なかなか思うようにいなくて、餌代の高騰もありましたし、現場で少し高い餌をやり過ぎてしまったとか、そういう問題もありまして、当初思っていたより飼料費が高くてついてきているということがあります。

それから、アイスの方も、これはいつも申し上げていますように、努力目標で、例えば楽天市場を使ってやりたいというようなことも申し上げましたが、いろいろと調査をいたしました結果、やはり楽天でやろうと思うと、品物が切れてしまうと非常に信用を失うと。今のうちのヤギの生産能力からいくと、まず製造過程で機械が小さいものしかないものですから、どれだけでもつけれないと。1日2回転ぐらいしかできないといいますし、それからストックをせんならん。そういうことで、今のところ楽天市場についてはちょっと見合わせをしていると。それから、商品開発も、つい先日もNHKで京都の、町名は忘れましたが、瑠璃溪というところがあるところらしいんですが、そこでヤギを33頭飼って、そしてチーズをつくり、ヨーグルトをつくり、それがテレビ放映されたという情報もありまして、すぐにネットでとったんですが、それぞれ皆、そういう工夫をしながらやっているんですが、なかなかここは自治体で、個

人の経営ではありませんので、予算措置をしながら全部やっていかんならんと。なかなか民間の企業のようにやっていけないという事実があることだけは事実です。だけど、来年以降、今のところ予定では、旧北小の給食室があくという話になっておりますので、そこで少なくともヨーグルトやチーズをつくるという予定で現在進めております。

それから、これは最終的にヤギの能力をいかに引き出すかということにかかるとは、現在やっていますのは、なるかならんかわかりませんが、ヤギで除草をしようという形でいろんな交渉事もいろんなところで今進めていると。お金をもらってそういう作業もやろうと。当初、たしか楠議員の質問にお答えした記憶があるんですが、大体雄ヤギ、3年ものぐらいを100頭ぐらいそろえれば、関ヶ原町の、これからもうお百姓をやりたないと、今の言う田んぼが荒れておると、そういうようなものは、大体全部解消できるんじゃないかというような計算もいたしております。

よく御理解いただきたいのは、これで損が出るとか、どうかこうとか、ヤギ、ヤギとおっしゃいますが、例えばこれ大変失礼ですけど、大垣で芭蕉館をおつくりになられました。あの総工費は40億円だと聞いています。入場料350円とか聞いていますが、あれをつくって元を引けるでしょうか。過去の農業の実態に照らしたら、今も行われておるかもしれませんが、関ヶ原町でもかつては圃場整備をやりましたね。国・県、それから町が補助金を出して、これはある意味で個人の資産形成ですね。しかし、それは農地を再整備せんならんということで、そういう事業もやってきているんですね。そういうことをやりながら、今、耕作放棄地対策に若干のお金をかけてそういうものをなくそうと。将来、農地だけは大事に残しておこうという行為が悪いんですかね。どこまで物を考えて、何をやっていらっしゃるかということであって、例えば今の原発の問題でも、もうちょっと前からいろんなことを考えてやっておけば、こんなことにならなんだという議論がありますが、やはり今の国の施策を見たら、そういう耕作放棄地に対する対応というのは全然なされていないですよ、今。それを、町が自分のところの一つのスタンスとして皆さんからいただく税金を、今の言う教育のお金もかけ、あるいは福祉にもお金をかけ、あるいは産業にもお金をかける。産業の中の一つの分野は農業ですから、その農業、基礎的な基幹産業を少しでも衰退しないように守ろうとすることが、間違っているんですか、それが。

私はその辺、お金のことばかりわいわいわいわあなた方はおっしゃるけど、ちょっと私はそういう考え方にはくみするものではありませんので、私が町長をさせていただいておる間は、私は今の方針はきちんと続けて、そしてヤギ飼育も含めて、私は日本一のそういう形のまちづくりをしたいと思っておりますので、今あえて、そういうふうに答弁をさせていただきます。

アイスの売り上げは現在調べておるとのことですので、ちょっとお待ちください。

議長（澤居久文君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

8番（楠 達男君） 32ページで、今のヤギの問題について質問しますが、先ほどの提案説明の中で、賃金で新規2名分という話でしたが、これは新たに臨時の方を2名雇用するという提案ですかということが1つ目。そうしますと、今、毎日出面が3名だけでも、今の業務量からすると人が足りないので、ふやすということだと思いますが、そうすると出面は1日に4人なら4人ということになるのでしょうか。出面は3名のままで人だけふやすということですか。ちょっとその辺の確認をお願いしたい。

それから、以前も言いましたけれども、このことによって町職員の皆さんが週に何日か知りませんけれども、相当、トータルでいけばヤギ飼育に充当されていますけれども、確かに前回の議会の町長答弁では、条例にある町長の指示だということでありましたけれども、今回こういう補正を組んでまで従業員をふやすということになれば、やはり町職員については本来業務で仕事をしていただくと。それはヤギだって本来業務だと言われればそうかもしれませんけれども、私は一貫して言っていますように、役場職員の本来業務は行政サービス、福祉向上、あるいは行政事務ということであると思います。そういう点では、この際、あえて補正を組んでまで人員をふやすわけですから、町職員への充当については解消していただきたいということ。

それからもう1つ、今の町長の答弁の中で、これもうわさですけど、町長がいろんなところで言うておみえになるようですが、3年間のふるさと雇用再生特別基金事業を、今、仮にやめるとすると、いただいた交付金、2,000万が3,000万、3年ダブル、これを国に返還しなければいけないという規定なり条件が当時あったのでしょうか。私はそういうことは一切聞いていないし、議会でもそんな説明はなかったし、いろんな町内で、町長がそういう話をしていると耳に入ってきますので、それだけちょっと確認させてください。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） 今の御質問は、この間の一般質問でも出たと思いますが、役場の職員が行政事務とサービスというそういう区分はありません。役場の職員がやるのは、全て行政事務です。それから法定受託事務、その辺をしっかりと区分を間違えられずに、ひとつきちんとやっていただきたいと思いますが、その中に、役場の職員はここへ雇用をしたら、町長の部下として町長が掲げたいいろんな施策、そういう形の中で、どの部署についてもきちんと従うという形で雇用しているんですよ、ここは。その業務をやったらあかんとか、そんなルールはありません。それは、あなたの、私は申しわけないけど偏見だと思っております。そういうことです。

それからもう1つ、交付金を返さんならんと言ったことは、私は1回もありません。あなたは どうやって聞いていらっしゃるか知らん。ただ、3年間もらうだけもらってやって、その制

度を使って、そしてそれを3年たっただけで終わりますとやってやったら、それは国や県の信頼を物すごい損なうと。そういうことが、今後の町がいろんな国・県との交渉の間の中で、非常に私は不利になるであろうと。だから当初、私はこの事業について、今田中議員にも言いましたように、町の農業をどうする、町の特産品をどうするということから、この事業の認可を受け、そして議会の皆さん、田中議員は反対されたかもしれませんが、その他の皆さんはそれはいいことだという形で御賛同をいただいて、今日まで進めているということですので、その点はきちんと御理解をいただきたいと思います。

それから、従業員、臨時職員の数ですが、現行の3名でやっております。要するに、当初、賃金の……。ちょっとそれは課長から答えさせます。

議長（澤居久文君） 澤頭産業建設課長。

産業建設課長心得（澤頭義幸君） 大変失礼をいたしました。私の説明不足で大変申しわけございません。

現在3名、臨時職員雇用をお願いしております。当初予算につきましては、臨時職員1名の予算を組んでおりました。3名の方でローテーションと。実質、賃金が発生するのは毎日1名ということでありましたが、4月からかなり業務についても簡素化をしながら、集約できるところは集約しながら努力はしてまいりましたが、やはり現実として、最低3名常勤で動かないと運営ができないということがございますので、当初予算1名で組ませていただいておりましたものを、現在3名でありますので、その2名の方について、常時入っていただけるように予算を今回2名分追加させていただくというような意味合いでございます。ちょっと説明があれですけど。

8番（楠 達男君） 常時、常勤の職員を3名ずつということ、そうじゃないの。臨時職員じゃ対応できないんで常勤にしたということだろ。

〔発言する者あり〕

産業建設課長心得（澤頭義幸君） 今現在の3名にプラス、臨時職員を2名増員するという意味ではございません。もともとの予算が1名分、要は3名の雇用があっても常時3名じゃなく、毎日1名ローテーションで入ってきますので、3名は雇用はさせていただいていたんですが、予算上は1名分でもよろしいわけなんですね。ローテーションで、毎日入ってもらわないので…

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） 3人で1名分をローテーションにしておったという意味やろう。

8番（楠 達男君） 出面はかわらんということか。

〔発言する者あり〕

監理官兼会計管理者（西脇康世君） 今言われたとおりでございます、当初の予定から、途

中で既にもう変更しまして、現行の今の体制に変わっております。そのため、予算が足らなくなったもので、早く言えば先食いしてしまったということで、足らなくなった分を今回補正をお願いしたということでございまして、現行の体制から変わるわけではございません。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 8番。

8番（楠 達男君） そのことはわかりましたが、そうするとこれからも出面3名でやるということで、本当に対応できるんでしょうか。また、補正で足りないから1名分とか。というのは、3月でまたあれになって、また6月議会で300万でしょう。今回500万でしょう。議会のたびに、ヤギについては100万単位で補正があるんですよ。これは町民からすると、これ大丈夫かいというような当然素朴な疑問があるんですよ。私も実際そう思います。先ほど町長が言われた目的がありますわね、耕作放棄地対策が。それはわかりますし、私も大賛成ですよ。ただ、その耕作放棄地に使う手段、方法がヤギ飼育が妥当かどうかということをおは議論しているんであって、そのことについて誤解のないように、ぜひ町長さんお願いします。以上です。

議長（澤居久文君） 答弁、よろしいか。

8番（楠 達男君） いいですよ。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 5番 小谷清美君。

5番（小谷清美君） ちょっと今の関連ですけれども、今町長さんが答弁の中で、雄ヤギ100頭おれば、町内全部は雑草は食えると、そういうようなことを言われましたけど、実績もないのにそんなこと言っているんですか。

それともう1つ、それから飼料につきましては、増量と飼料単価が上がったもので、今回は273万の予算が増額ですが、ヤギの飼料はほかの、例えば牛とかそういうものと違うのかどうかということと、それから買われる場所は、今飼料メーカー、業者は幾らでもありますので、それは入札なのか、随契なのか、その辺もちょっと検討されたかどうか、お願いします。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） ヤギ100頭というのは、大体1反当たり、この前からお話ししてありますように、ついこの間、1メートル50ぐらい生えたところへ入れました。あれで10日ぐらい。このときは子ヤギも入れて、今の私が申し上げておるヤギは3頭です、そのうちの。それで、1年たったやつ、2年ものと言いますかね、それが4頭。それからことし生まれた子ヤギを全部入れ、そしてそれを1反ちょっとぐらいですかね、そんなに広くないクリ畑ですけど、改めてそういうものを予定したんですが、大体そういうものでも10日ぐらいで全部きれいに食ってしまったんですね。前に申し上げたのは、大体30センチとか50センチぐらいの時点で食わせたときに、チームを組んで、ローテを組めば、大体5町歩ぐらいはいけるだろうという計算をして

おるわけです。

ただし、そんな今の言うように1メートルとか、そんな伸びたやつはちょっと無理ですよ。これははっきり前提として申し上げますけど、大体あそこら、今やっておるところへ行きますと、大きなヤギ、あれは大体体重が100キロありますけど、そのヤギが姿が中へ隠れてしまって見えへんですからね、潜り込んでしまうと。

実は先日、農業新聞の全国版にこの間掲載してくれたんですが、あれはどれだけやった、1反9畝か何とか言っていましたけど、栗田さんという方の田んぼなんですけど、そこへことし生まれたヤギ、雌26頭ですかね、それを放り込んで、その草がやっぱりヤギの背は超えていました、楽に。本当に子供ですけど、それでも2週間ほどできれいに食ってしまいまして、御本人もびっくりされたんですけど、田んぼの方も。そういうことでございますので、大体、根拠があるのかというと、それは正確な根拠ではありませんが、大ざっぱでいけば、100頭おれば5町歩ぐらいの田んぼは守りできるだろうという感覚であります。そのうちに、ある意味で実証できることがあると思いますので、もうしばらく時間をいただくと、そういうことの実証ができるんじゃないかということをおもっております。

それから、餌については現在随意契約でやっています。電話で聞いて、あちこちの飼料屋さんに当たって、一番安い単価で分けてやると言ったところへ発注をしているということになります。札を入れてもらっておるということではございません。今現在は、獣医さんの紹介をさせていただいておるところが一番安いということで、よそのそういう代理店等も全部アタックしていますけど、今はそこが一番安いということで、そこで仕入れをしております。

飼料の違いですが、現在、一般的に乳を出しているヤギと普通で飼育をしているヤギとでは、若干与えるものの変化があります。普通のやつは、ああいう長良川とか揖斐川の、よく牧草地でこうやって河原でやってみえますね。ああいうやつを、今、主としてヤギには食わせております。一番まあ、かなり安いものですけど、ああいうものを食わせているということです。

今後の補正は今のところないと思いますし、そしてこれから、ヤギの搾乳はなくなりますと、それだけまた手があいてくるということになりますので、もう何回も何回もはあかんということで、最大限の数字を上げさせていただいておるというふうに私は解釈していますので、そういうことにはならんだろうと。ただ、最終的にアイスクリームの販売と、それからこちらにかかった経費、総合的な数字が最終的に出てくるであろうと、そこで御判断をいただければいいと思っています。ヤギのアイスについては、これは御理解いただきたいと思いますが、関ヶ原の名物として、もう既に定着をしていると。これはそういうふうに私どものほうから申し上げてもいいと思っております。

〔発言する者あり〕

議長（澤居久文君） 売り上げ、わかりましたか。

参事兼地域振興課長（高木博之君） 今現在、8月末でございますが、4月、5月は、5月の時点での累計は去年より2割ぐらい多かったんでございますが、8月末では約650万ということで去年とほぼ同等でございます。以上でございます。

議長（澤居久文君） これで質疑を終わります。

もう少し御辛抱ください。オレ流で行きます。

#### 日程第14 議案第71号について（提案説明・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第14、議案第71号 平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第71号につきまして御説明申し上げます。

平成23年度地域支援事業費の確定に伴い、国・県などへの返還金48万5,000円を追加するため、平成24年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきます。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

#### 日程第15 議案第72号について（提案説明・質疑）

議長（澤居久文君） 日程第15、議案第72号 平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） 議案第72号につきまして御説明申し上げます。

処理施設維持管理委託料35万2,000円の追加を行うため、平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部説明につきましては、水道環境課長から行わせます。

議長（澤居久文君） 三宅水道課長。

水道環境課長（三宅芳浩君） それでは、御説明させていただきます。

平成24年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ3,235万2,000円とするものでございます。

議案書の41ページをお開きください。

まず、歳出でございます。維持管理費の委託料のうち、処理施設維持管理委託料を35万2,000円増額補正するものでございます。

これは、今須農業集落排水事業におきましては、循環型社会の形成を目指し、汚泥処理につきましてはコンポスト化することにより、肥料として農地へ還元することとしております。昨年10月より、農業集落排水今須の全面供用開始をいたしました。本年の当初予算におきましては、コンポストの作製ですが、どの時点になるかちょっと不明でございましたので、当初予算には予算化しておりませんでした。全面供用開始からほぼ1年たっております。それで、各世帯からのつなぎ込みの件数も順調にふえてきておりますので、貯留汚泥槽、これが2槽あるんですが、これがいっぱいになってきておりますので、ここでコンポストの施設を稼働させていただくということで、その委託料分を増額させていただくものでございます。

歳入につきましては、この分の財源として繰越金を充当させていただきます。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これで暫時休憩をいたします。この時計で45分まで。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 報告第2号について（提案説明・質疑）

日程第17 議案第73号から日程第26 議案第82号までについて（提案説明・委員会付託）  
議長（澤居久文君） 日程第16、報告第2号 平成23年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第26、議案第82号 平成23年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

町長。

町長（浅井健太郎君） それでは、ただいま一括上程されました報告第2号から議案第82号につきまして、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告及び地方自治法第233条第3項の規定による平成23年度一般会

計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算を監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成23年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、報告第2号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。両比率とも前年よりさらに下がっており、いずれも基準値に対して適正な数値となっております。

次に、議案第73号から議案第82号の決算認定についてであります。

平成23年度の一般会計の決算規模は、歳入41億8,196万3,000円、歳出38億7,055万3,000円となったところであります。これを22年度と比較しますと、歳入は1億8,999万1,000円の増、歳出は2億7,265万2,000円の増額となりましたが、内容的には財政調整基金、減債基金の積み立て、病院会計への繰出金の増等によるものであります。実質収支といたしましては、3億1,141万円の黒字決算となったところであります。

性質別に見ると、人件費、扶助費、物件費、補助費、積立費、繰出金等が増加して、普通建設事業費が若干減少するという結果となりました。

今後の地方財政の状況は、個人所得の大幅な減少等による地方税や国税の落ち込みにより財源不足が拡大する見込みであります。そのような中、行財政の簡素・効率化、経常経費の節減、合理化を図り、事業の重要性、緊急性に配慮しながら、健全財政を維持するため、より一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、8つの特別会計においては、歳入総額が24億3,173万5,000円、歳出総額が23億250万2,000円となり、平成22年度と比較して、歳入は6,100万7,000円、歳出は5,725万2,000円の減額となりました。歳出の増減の主な内容は、国民健康保険事業、介護保険事業の増額があったものの、公共下水道事業量の減少に加え、今須農業集落排水事業の大幅な事業費の減少により、全体として特別会計では減となっております。

また、企業会計のうち水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億7,006万7,000円に対し、営業費用は1億5,514万6,000円となり、営業利益は1,492万1,000円となりました。対して営業外収支は2,220万4,000円の損失及び過年度損益修正益39万7,000円、損益修正損21万5,000円となり、結果、23年度の純損失は710万1,000円の赤字決算となりました。資本的収支としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として公共下水道事業、今須農業集落排水事業に伴う水道管布設がえや平井浄水場導水管布設工事など5,396万1,000円を要したところであります。

病院事業会計は、収益的収支の医業収支では、医業収益が20億6,552万7,000円、医業費用23億1,906万1,000円となり、医業損失は2億5,353万4,000円の赤字となりました。医業外収支な

どを加減した結果、平成23年度純損失は1億1,350万4,000円となり、前年に引き続き赤字決算となりました。資本的支出としては、建設改良費として施設改修工事等、医療器械等の充実などに5,982万1,000円の投資を行いました。今後は病院経営健全化計画及び公立病院改革プランの経営のあり方を含め、経営手法の調査に取り組み、地域に愛され、信頼される病院を目指して取り組んでいく。そのためには、常勤医師の確保が重要課題であり、関係医療機関への派遣要請により医療の体制を維持し、地域医療サービスの向上に努め、経営の改善を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、一括上程されました平成23年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。

なお、一般会計の平成23年度財政状況につきましては総務課長から説明をいたさせます。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） ただいま町長より平成23年度の決算状況についてその概要を説明いたしました。私の方から一般会計の財政状況についての概要を御説明させていただきます。

最初に議案書の42ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号 平成23年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてですが、健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためカウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年より0.7ポイント下がって13.5%となっております。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率につきましては、昨年より30ポイントも下がりました89.7%となっております。この数値は低いほどよいとされておりまして、43ページの表の参考欄にもありますように、350%以上で財政健全化団体となります。資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントはされませんでした。

次に、23年度の決算について御説明させていただきます。

平成23年度主要施策の成果及び決算分析表でございますが、資料の方ですが、これの12ページをごらんいただきたいと思います。

決算状況の推移の表でございます。一番右の平成23年度の欄をごらんいただきたいと思います。

一般会計は、提案説明にもありましたように、病院会計の繰出金、それから財政調整基金、並びに減債基金への積み立て等によりまして、歳入総額は41億8,196万3,000円で、歳出総額は38億7,055万3,000円となり、大幅な増となっております。実質収支額は3億1,141万円となっ

てございます。実質収支額を前年度と比較しますと7,909万5,000円の減額になってございます。実質単年度収支は、基金の積み立てにより1億3,143万8,000円となつてございます。地方公共団体の経常一般財源の規模を示す標準財政規模は、前年より少し少なくなりまして、27億5,661万3,000円となりました。基金につきましては、財政調整基金が8億7,532万5,000円、減債基金は6億2,549万6,000円となつており、その他特目基金等を含めると、基金総額は23億2,542万9,000円となつてございます。また、地方債残高は約36億2,952万6,000円となつたところでございます。

次に、15ページをお開き願います。

これは財政指標の推移でございまして、表の右から2つ目の23年度の欄でございまして、まず財政力指数であります、3年平均は0.586と、年々指数は下がつてございます。実質収支比率は標準財政規模と実質収支額の割合でございまして、11.3と、2.7ポイント下がつてございます。次の経常収支比率でございまして、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいとされておりますが、89.1と前年度より1.1ポイント高くなりました。次に公債費の関係でございまして、指数は低いほどよいわけで、公債費比率は5.5と、0.1ポイント低くなりました。起債制限比率の3年平均ですけれども、これは4.4となっております。また、経常一般財源比率は高いほどよいわけで、6.4ポイント上がつて107.3となつてございます。財調比率も高いほどよいわけで、財政調整基金の積み立てをかなり行いましたので、8ポイント上がりまして31.8となつてございます。

決算状況の概要につきましては、10ページからずっと文章に書いてございまして、12ページ以降は表であらわしてございます。16ページ以降、それぞれ目的に沿つて分類をし、各年の推移をあらわしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単でございまして、財政状況の説明とさせていただきます。

議長（澤居久文君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 子安健司君。

監査委員（子安健司君） それでは、御指名を受けましたので、決算の監査結果について御報告をさせていただきます。

平成23年度水道事業会計及び病院事業会計の審査につきましては、去る8月16日に、一般会計及び特別会計並びに基金運用状況の審査につきましては、去る8月28日に、それぞれの関係職員同席のもと、水野代表監査委員さんとともに歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに御報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算監査の御報告とさせていただきます。

議長（澤居久文君） これより、報告第2号 平成23年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 実質公債費比率は昨年度よりも0.7ポイント下がったと。あと将来負担比率が30ポイント下がったというふうに言われましたが、この主な要因は何か教えていただきたいのと、今後、関中の改築が入ってくるわけですが、三セク債も合わせて何%までいくというふうに見込んでおられるのか伺いたいと思います。

議長（澤居久文君） 町長。

町長（浅井健太郎君） それの意味するところを、こんな数字みたいなのはその年度その年度で決して固定しませんので、基本的に標準財政規模が多くなったら、分母が多くなれば、借金の返済が同額やったら、今のはっきり言ったら下がるんですよ。

4番（田中由紀子君） 余り変わっていない……。

町長（浅井健太郎君） だから、今変わったとおっしゃったので申し上げているんじゃないですか。だから、標準財政規模の上に、分子にこの負債額を乗せて考えていただければ、負債額が少なくなれば、実質公債費比率は低くなるんです。逆に分母が大きいなると、収入がですと財政力指数が下がっているでしょう。財政力指数が下がっているということは、今の話が分母が、基準財政需要額がこんだけふえている。ふえているということは交付税がふえるということなんです。単純な論理です。今の中学校を建てたという、あるいは今の公社の土地を買ったとき、そのときにどうなるかという、その2つの分の据置期間もあるかもしれませんが、その2つの借金額が分子に乗っかるんです。下が一定やったらその分だけふえます。ただし、今まで借りとったふれあいセンターの返済金がかかなり大きいんですが、あれがあと2年ほどで完済しますから、同じぐらいの金額が分子に乗るだけです。ですから、今のいう分母が一定であつたら、2年先には仮にそういうものが入ってきて、今までの借りていたやつが減りますから、それのかわりに、今のいうこの土地の、要するに土地と中学校を建てたときに何年か先に一緒になりますよね。建てるのもあと2年、まあ来年、再来年建てて、それから据え置きがあるかどうかという問題がありますから、だから、もうちょっと先になるかもしれませんが、それが合算しても、さっきのときに説明申し上げたように、この分母が多少変動して少なくなくても、それに対して1.5%ぐらいの形でこっちは借りると言いましたし、こっちは仮に借金しても恐らく1%ぐらいですから、想定では、大体今の分母が一定であるとするならば、両方重なっても現時点より2.5%ぐらいしかふえないであろうと。ただし、こっちは部分が2

ポイントぐらい、今のでいくと1.5ぐらいになりますか、今のふれあいセンターの借金のあれが。だから、実質的には今13.5というやつが、このことだけに限定したら、分母が一定であるならば、14.5か15にしかありません。わかりましたか。そういうことであります。

〔挙手する者あり〕

議長（澤居久文君） 4番 田中由紀子君。

4番（田中由紀子君） 大変丁寧に教えていただきましてありがとうございます。

ただ、その標準財政規模でいけば、22年度27億9,400万、23年度は27億5,600万ということで、この標準規模自身は逆に減っているんです。そういう意味で0.7ポイント、あと将来負担比率30ポイント下がったというのは何か大きな借金が終わったとか、大きいかわかりませんが、そういうことがもしあれば教えていただきたいと思います。

議長（澤居久文君） 谷口総務課長。

参事兼総務課長（谷口輝男君） 大きな30ポイントの原因は、基金に財投減債2億、1億積んだその分が分子の方で引けますので、その将来負担比率の計算の仕方がありまして、全部が加味されますので、そこら辺も、結局また来年度の財調とかを崩したとするとまた変化します。

町長（浅井健太郎君） いずれにしても、地方交付税が減れば、また極端に数字が悪くなりますよ。

議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第2号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第73号から議案第82号までについては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第82号までについては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、企業会計につきましては会期中の審査とし、最終日に採決、その他の会計につきましては閉会中の継続審査としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ここでお諮りします。議案第73号 平成23年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第82号 平成23年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することと決しましたので質疑は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

決算特別委員会の名簿を配付します。

〔名簿配付〕

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に決算審査特別委員会の正・副委員長を選任と水道事業会計及び病院事業会計の決算審査の日時を決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時14分

議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に小谷清美君、副委員長に浅野正君が選任されましたので御報告いたします。

なお、水道事業会計の決算審査の日時は、9月13日13時30分から、病院事業会計の決算審査の日時は、同じく9月13日の9時から病院で開催されることに決まりましたので、御報告をいたします。

散会の宣告

議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明8日から20日までの13日間は、議案調査等のため休会といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明8日から20日までの13日間は休会とすることに決しました。来る9月21日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時15分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

